

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第9号

佐用町手数料条例の一部を改正する条例

佐用町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第9号

佐用町手数料条例の一部を改正する条例

佐用町手数料条例（平成17年佐用町条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表介護保険の項を次のように改める。

介護保険	指定地域密着型サービス事業者指定申請審査手数料（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「小規模特養」という。）以外）	1件	20,000円	当該申請に係る事業所（地域包括支援センターを除く）が町の区域内にある場合に限る。
	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請審査手数料（小規模特養以外）	1件	10,000円	
	指定地域密着型サービス事業者指定申請審査手数料（小規模特養）	1件	30,000円	
	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請審査手数料（小規模特養）	1件	15,000円	
	指定居宅介護支援事業者指定申請審査手数料	1件	20,000円	
	指定居宅介護支援事業者指定更新申請審査手数料	1件	10,000円	
	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請審査手数料	1件	14,000円	
	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請審査手数料	1件	7,000円	
	指定介護予防支援事業者指定申請審査手数料	1件	14,000円	

指定介護予防支援事業者 指定更新申請審査手数料	1 件	7,000円	
介護予防・日常生活支援 総合事業（第1号事業） サービス事業者指定申請 審査手数料	1 件	14,000円	
介護予防・日常生活支援 総合事業（第1号事業） サービス事業者指定更新 申請審査手数料	1 件	7,000円	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。